

春日井市と明治安田生命保険相互会社との包括的な連携と協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互の連携と協力により、多様化・複雑化する行政課題の解決に取り組み、人生100年時代において、誰もが健康で、元気にいきいきと活躍できるまちづくりを推進していくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
 - (2) 子育て支援の充実に関すること。
 - (3) 女性活躍の推進に関すること。
 - (4) スポーツの振興に関すること。
 - (5) 生涯学習の推進に関すること。
 - (6) 安全・安心なまちづくりの推進に関すること。
 - (7) その他前条の目的を達成するために必要な取組に関すること。
- 2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

- 第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。
- 2 甲又は乙のいずれかが本協定の終了を希望する場合は、終了予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を終了することができるものとする。

(協定の変更)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示する場合は、随時協議を行うものとする。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、前項の事項を漏えいしてはならない。

3 甲と乙は、理由のいかんを問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月15日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

石 黒 直 樹

乙 愛知県名古屋市中区錦3丁目15-28
明治安田生命保険相互会社
名古屋東支社長

岡 邦 彦
